

株式会社愛和 指定居宅介護支援 重要事項説明書

この指定居宅介護支援重要事項説明書は、ご利用者様が居宅介護支援を利用されるに際し、ご利用者様やそのご家族に対し、当社の事業運営規定の概要や居宅介護支援従事者などの体制等、ご利用者様の居宅介護支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 当社が提供するサービスについてのご質問、ご相談、苦情対応窓口

電話番号	03-6458-9901	午前8時30分～午後5時30分まで
管理者	高橋 ゆう子	

2. 当社の概要（指定居宅介護支援）

(1)

事業者名	株式会社 愛和 介護事業本部		
所在地	東京都葛飾区細田4-3-9		
電話番号	03-6458-9901		
介護保険指定事業者番号	1372200194		
サービス提供地域	葛飾区、江戸川区		
営業日	月 ～ 金	営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(2)

管理者	1名（常勤 1名）
介護支援専門員	5名（常勤 5名、非常勤 名）管理者含
事務員	1名（常勤 名、非常勤 1名）

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 申し込み
- ② ご本人、ご家族と面接・相談
- ③ プランの原案作成 ※ご本人・ご家族の同意
- ④ サービス提供者への連絡・調整
- ⑤ プランの作成 ※ご本人・ご家族の同意
- ⑥ サービス開始

4. 居宅介護支援利用料および利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、ご利用者様の料金負担はありません。
- (2) サービス提供地域以外にお住まいの方は、実費の交通費をいただきます。なお、自動車を利用した場合の交通費は1km毎に100円を徴収致します。

5. キャンセル料

契約後、居宅サービス計画の作成途中で解約された場合は、居宅介護サービス計画費の2分の1の料金をいただきます。ただし、解約希望月の前々月の末日までに解約のご連絡をいただいた場合は、キャンセル料はいただきません。

6. 当社の居宅介護支援の方針等

- (1) 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の状況およびその置かれている環境等に応じて、ご利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の立場にたって居宅介護支援を行います。
- (2) 居宅介護支援の実施にあたっては、ご利用者様の意思および人格を尊重し、ご利用者様の選択に基づいて適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスの調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7. 事故発生時の対応

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供を行っている時に事故が発生した場合は、事故内容や状況に応じて速やかに救急、主治医、家族、区市町村等に連絡及び報告をするなど、必要な措置を講じます。

8. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

当事業所は第三者評価を実施しておりません。

9. 公的機関においても相談・苦情等の申し出ができます。

葛飾区役所 福祉部 介護保険課	
所在地	東京都葛飾区立石5-13-1
電話番号	03-3695-1111(代)
利用時間	9:00 ~ 17:00
江戸川区役所 福祉部 介護保険課	
所在地	東京都江戸川区中央1-4-1
電話番号	03-5662-0309 03-5662-0827
FAX番号	03-5663-5172
利用時間	9:00 ~ 17:00
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当係	
所在地	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館 11階
電話番号	03-6238-0177
FAX番号	03-6238-0091
利用時間	9:00 ~ 17:00